

府 科 事 第 〇 〇 号

令 和 6 年 12 月 〇 日

文部科学大臣

阿部 俊子 殿

総合科学技術・イノベーション会議

議長 石破 茂

令和6年度末に中長期目標期間が終了する特定国立研究開発法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

令和6年8月26日付け6文科政第59号をもって通知のあった標記については、別紙の通り意見を述べる。

文部科学大臣宛て

令和6年度末に中長期目標期間が終了する特定国立研究開発法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標期間における業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年5月18日法律第43号）第5条第2項に基づき、文部科学大臣より通知があったので、次の通り意見を述べる。

○国立研究開発法人理化学研究所

【通知に対する意見】

文部科学大臣より通知があった上記法人の「中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果について」及び「特定国立研究開発法人理化学研究所の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について」については、妥当である。